

令和3年中標津町議会3月定例会一般質問

通告	質 問 議 員	質 問 事 項
1	7番 宗形一輝 (P2~P4)	1) 成年後見制度の利用と促進に関する法律と中核機関について
2	15番 佐藤武志 (P5~P6)	1) エゾシカ対策について
3	2番 安藤美佳 (P7~P8)	1) 被災者支援システムの導入について
4	6番 松野美哉子 (P9~P12)	1) 町内会活動の活性化について 2) 子どもたちの安全教育について
5	8番 江口智子 (P13~P15)	1) 日本遺産「鮭の聖地」の物語への再加入について
6	18番 松村康弘 (P16~P27)	1) まちづくりを考える町民懇談会における、道の駅開設にかかる町側の回答について 2) 太陽光発電施設と景観条例の運用について 3) SDGs 実現に向けた町の取り組みについて
7	3番 阿部隆弘 (P28~P29)	1) ANAグループの出向社員の受入について
8	1番 平山光生 (P30~P32)	1) 不妊治療費助成事業に係る中標津町単独助成事業について 2) 人口減少における定住に向けた取組について

令和3年3月定例会一般質問

通告1

質問 成年後見制度の利用と促進に関する法律と中核機関について

答弁 根室振興局に調整などを相談してまいります

7番 宗形 一輝 議員

【質問：宗形 一輝 議員】

7番、宗形一輝です。成年後見制度の利用と促進に関する法律と中核機関について質問させていただきます。

後見制度は判断能力の低下等により、財産の管理または日常生活等に支障が出ないようにサポート

していく制度ですが、支障がある者を社会全体で支え合い、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度の利用促進が必要です。

国内では2025年には認知症有病数が700万人を超える指標もあります。当町においてもますます必要とされる分野ですが、成年後見制度促進利用法における中核機関を整備していないため、生活上の大きな支障が出ない限り制度を利用することはありません。中核機関を整備し、これに対する協議会を設置すれば、もっと多くの方が権利擁護と意思決定支援を受けられます。

中核機関は地域連携ネットワークの中核となる機関で、支援が必要な人が制度を利用できるよう、法律家である弁護士や司法書士はもちろん、福祉関係、医療関係、金融関係団体、民生委員、社会福祉協議会等の各分野における専門家が集まりネットワークを構築するシステムとなっております。一部の機能は後見センターにおいて、仕組み上担っているところではありますが、現状、その機能は十分に発揮されておらず、中核機関設置とともに、さらなる機能強化が要請されます。

具体的機能として、広報、相談、利用促進機能として受任者調整等の支援、後見人支援機能、不正防止効果があります。また、制度の利点として後見人への適切なバックアップ体制があること、難しいケースに対応するための会議が開催されること、多職種間でのさらなる連携強化ができること等があり、家庭裁判所との情報交換や調整もできます。

当町でも実施された市民後見人の活用においても、市民後見人が仕事するに当たって



中核機関を第1窓口として相談対応することもできます。成年後見制度利用促進法における基本計画が平成29年度から5カ年計画で設定し、令和3年度が最終年度となっていることから、地方は特にリーガルサポートを受けにくいところですので、一刻も早い中核機関の整備、協議会の設置、計画の策定が求められます。

一個人が頑張ることができるものではなく、町や社会福祉協議会等の支援がなければできない機関となっております。この件に関して町長はどのようにお考えでしょうか。

【答弁：町長】

宗形議員御質問の「成年後見制度の利用と促進に関する法律と中核機関について」御答弁申し上げます。

中標津町には中標津町社会福祉協議会の成年後見センターと、本年度新設されました一般社団法人後見ネット道東の二つの成年後見制度の実施機関がございます。

町社協は独自事業として、法人後見人業務や北海道社会福祉協議会の委託により日常生活自立支援事業などの権利擁護事業を実施する一方で、介護保険事業や障害者支援事業を運営しておりまして、成年後見実施機関として、福祉サービス系の身上保護、知識、経験が活かされております。

後見ネット道東は弁護士が代表を務める法律の専門職により組織されているため、財産相続、分割協議、財産処分など、財産管理の分野に専門性が活かされる成年後見実施機関でございます。

本町では、成年後見制度の利用の促進に関する法律が制定された平成28年に、中標津町における成年後見実施機関の開設に係る検討委員会を設置しまして、東京大学の専門家から意見をいただきながら、町内の弁護士や司法書士、福祉団体などにより検討を重ねまして、翌年度に町社協に成年後見実施機関を設置し、本町の委託事業として成年後見センター業務を受託いただきまして、成年後見制度に係る相談業務、普及啓発業務、市民後見人養成業務など、成年後見中核機関の一部機能を併せ持つ実施機関としたところでございます。

先ほども申し上げましたとおり、町社協は福祉分野のノウハウが身上保護の分野で活かされておりますが、財産管理面では弁護士等の専門職に助言をいただき業務を行っていることから、今般設置されました法律の専門家による後見ネット道東と、本町の成年後見制度に係る住民サービスについて、それぞれの特性を活かした業務の役割と連携について協議を進めることで申し合わせを行ったところでございます。

議員が御指摘のとおり、町社協の成年後見センターが十分に機能を発揮できていない

分野で後見ネット道東との業務連携が進むことで、本町の判断能力が不十分な方々の権利擁護と意思決定支援の体制が強化されるものと大きな期待をしているところでございます。

中核機関の整備につきまして、本町としては二つの成年後見実施機関と業務連携を進め、住民サービスに直結する後見人業務の効率的な実施を推進するとともに、中核機関の設置につきましては、人口規模から管内4町における対応を模索するため、後見ネット道東にその協力を求めているところでございまして、今後の展開によって、根室振興局にその調整などを相談していきたいと考えておりますので、御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

令和3年3月定例会一般質問

通告2

質問 エゾシカ対策について

答弁 銃器での駆除とシカ肉の有効活用の両面で進めます

15番 佐藤 武志 議員

【質問：佐藤 武志 議員】

15番、佐藤武志です。先に通告していますエゾシカ対策について質問いたします。

過日、根室振興局のエゾシカ対策について新聞報道がされていまして。その内容は、エゾシカによる農林業被害は、昨年度、根室管内で4億1,500万円、ピーク時の2013年度、9億6,500万円から

見ると減少傾向にありますが、依然として高い水準にあることと、囲いわなの実態について報道されていまして。

エゾシカの推定生息数ですが、2019年度の北海道調査によると、全道で67万頭、道東で32万頭と推定されています。農林業被害額は2018年度が全道で38億5,800万、管内で4億9,900万円になります。捕獲数は2019年度速報値で10万6,000頭です。

そこでお聞きします。直近の中標津町の捕獲数及び鹿肉としての利活用度、さらに農林業被害額について。

また、捕獲の方法に囲いわ那があります。中標津町は現在実施していませんが、止めた経緯について説明ください。さらに実施の必要があると思いますがいかがですか。

また、エゾシカは移動しますので、近隣町と情報を共有することも重要です。2018年度の北海道調査で農林業被害額も半分は牧草ということから、地域の酪農家にとり大きな損失を被ることになります。

課題もあるかと思いますが、エゾシカを減少させる対策を強化してください。

【答弁：町長】

佐藤議員御質問の「エゾシカ対策」について御答弁申し上げます。

令和2年度の本町のエゾシカ対策につきましては、令和2年5月11日から10月23日までの166日間を有害駆除期間として、鳥獣被害対策実施隊により銃器で捕獲駆除を



行ったところでございます。

有害駆除期間の捕獲実績につきましては、駆除頭数 909 頭と前年比で 178 頭の増となっております。なお、町では現在、有害駆除活動に従事している実施隊員には、エゾシカ駆除 1 頭につきまして町から 5,000 円を報償金として支出しているほか、農協から 3,000 円、それと国から鳥獣被害防止総合対策交付金として 9,000 円の補助がありまして、計で 1 万 7,000 円が支払われております。

次に、エゾシカによる本町の農林業被害額でございますけれども、令和元年度では 8,748 万円で、内訳としましては牧草で 3,139 万円、馬鈴薯で 1,676 万円、野菜類で 2,312 万円、デントコーンで 1,621 万円となっております。過去 5 年間においては 8,000 万円後半で推移しており横ばい傾向でございます。

議員の御質問にもありますとおり、道東地域におけるエゾシカ推定生息数は捕獲を強力に進めた結果、ピークであった平成 22 年度の 34 万頭から平成 28 年度では 19 万頭と一旦減少いたしました。令和元年度では 32 万頭と推定されており、再び増加に転じております。エゾシカは年間 2 割程度増加すると言われ、一旦駆除を緩めると瞬く間に繁殖する動物であることから、緩めることなく継続して駆除していく必要があると考えております。

次に、エゾシカ肉の利活用度でございますが、令和 2 年度では有害駆除しましたエゾシカ肉の 96.6%有効活用しておりまして、内訳としましてはペットフード等への活用で 95.7%、食肉への活用で 0.9%となっております。ペットフード等への活用では、肉や内臓まで活用されネットショップ以外にも町内のコンビニでも販売をされております。

また、皮の供給を行っており、本州の業者にて製品化・販売されております。

次に、過去に設置しました囲いわなを止めた経過でございますが、標津川を侵入経路として市街地に侵入してくるエゾシカ対策として、平成 23 年度に河川敷地に近い町有地で囲いわなを設置し、6 年間で 30 頭の捕獲を行い、平成 28 年度末で終了しております。この囲いわなによりまして、市街地の出没情報も少なくなったところではありますが、固定式のため移動ができず、エゾシカも学習し警戒することから寄り付かなくなりまして、最後の 2 年間の捕獲はありませんでした。また、囲いわなも経年による劣化もあり終了に至ったところでございます。

今後におきましても、農林業被害対策を目的として、鳥獣被害対策実施隊による銃器での有害駆除を継続・強化していくことと同時に、駆除したシカ肉の有効活用と両面の観点から対策を進めてまいりますので、御理解を賜りたいと思います。

令和3年3月定例会一般質問

通告3

質問 被災者支援システムの導入について

答弁 今後の可能性について検討をします

2番 安藤 美佳 議員

【質問：安藤 美佳 議員】

2番、安藤美佳です。被災者支援システムについてお伺いいたします。

このシステムは阪神淡路大震災を経験した兵庫県西宮市が、被災者のために必要な支援策を集約し開発したもので、災害発生時の住民基本台帳のデータをベースに被災者台帳を作り、被災状況を

入力することで、罹災証明の発行から支援金や義援金の交付、救援物資の管理、仮設住宅の入退去などを一元的に管理できるシステムです。

現在、地方公共団体情報システム機構J-L I Sが、地方公共団体に無償で提供しており、全国サポートセンターも設置され、さらに導入を検討している地方公共団体、既に導入されている地方公共団体へ講師を派遣し説明会も実施されています。

また、今般のコロナ対策で実施された一律10万円給付金事業にも活用できるようバージョンアップされています。

先般、釧路市が導入しておりますし、中標津町としてもこのシステムの早期導入を強く求めたいと思いますが、町長の見解をお伺いいたします。

【答弁：町長】

安藤議員御質問の「被災者支援システムの導入について」御答弁申し上げます。

議員御説明のとおり、被災者支援システムは、兵庫県の西宮市が阪神淡路大震災の経験と教訓、情報化のノウハウを活かして開発したシステムを、汎用ウェブシステムとして地方公共団体情報システム機構がリニューアルしたもので、災害発生時における地方公共団体での業務をサポートするシステムとして全国の地方自治体に公開・提供されております。



また、被災者支援システムは、既存のパソコンを利用し職員が自分でシステムやデータのセットアップ行えば、新たな費用を発生させることなく、ほぼ無償でシステムを導入することが可能となっておりまして、平成31年4月1日時点で全国で388団体が導入しております。

本町におきましても、被災者支援システムの導入検討に当たり、既に地方公共団体情報システム機構へ利用申請を行い、システムへの接続許可を取得しておりますので、今後は活用の可能性について検討を行ってまいりますので、御理解を賜りたいと思います。

令和3年3月定例会一般質問

通告4

質問 町内会活動の活性化について

答弁 行政としてできることに対応してまいります

6番 松野 美哉子 議員

【質問：松野 美哉子 議員】

6番、松野美哉子でございます。町内会活動の活性化についてお伺いたします。

全町内会連合会より、町内会活動の活性化について要望書が議員候補者に送られてまいりました。中標津町の町内会加入率は、今年1月現在で40.29%と近隣4町の中でも1番低く、調査



のたびに低下しております。町内会活動の活性化の必要は各町内会の役員をされている方々が大きく感じられているものと思われませんが、町内会に加入されていない町民は、その必要性を感じていないと言えます。

一昔前であれば、隣近所の子供たちを見守り危険なことなどを目にした時には、我が子でなくても注意をするおじさんお婆さんが身近にいたのですが、昨今では子供たちを取り巻く環境が変わり、知らない人に声をかけられたら逃げてとの声かけがなされていると聞いています。ご近所の繋がりが希薄になっている今、大人もうかつに声を掛けられない寂しい状況であります。

町内会活動をされていない御家庭の子供たちは、さらに町内会への意識は遠のき育っていきます。このままでは中標津町の町内会の活性化に希望を持てる状況になるのでしょうか。町内会加入率向上のために、町内会ごとのアピールや勧誘はもちろん大切ですが、その必要性を考えてみますと、近い将来に、この道東中標津の地でも起こると示唆されております大地震の時に、町民それぞれの自助だけでは切り抜けられない日々を思い準備が必要です。

町でも種々の物品を確保し備えております。各家庭でもつい最近の東日本大震災の余震を受けて物品の見直しをしたと耳にしました。物品は各家庭で準備できても、共助である隣近所での助け合える力を付けておかなければ、高齢者が増えつつある現在、そして将来には被害も多く大きくなるのではと心配するところでもあります。阪神大震災、東

日本大震災では隣近所の助け合いにより、命をも助け合うことができたと報道されておりました。

町長はこの40%ほどの町内会加入率の繋がりで、大災害に見舞われた時に町民の力で助け合える地域になるとお考えでしょうか。また、町は全町連からの要望に、より現実的な提案やサポート力を持って対応し、共に助け合える安心安全なまちづくりの力になることはできますでしょうか。いかがお考えでしょうか。よろしくお願いたします。

【答弁：町長】

松野議員御質問の「町内会活動の活性化について」御答弁申し上げます。

町内会加入率につきましては、議員御指摘のとおり年々減少傾向が続いている状況にありまして、本町における実態としては、全道的にも低い加入率であると認識しております。

町内会活動の活性化は地域コミュニティの醸成や、地震など災害時における自助・共助・公助、いわゆる3助に大きく影響するものであり、安全・安心な町づくりにおいては基本的な部分であると考えております。

議員御指摘のとおり、低い加入率における災害時の助け合いにおいて不安もございますが、75歳以上の高齢者世帯等を見守る体制作りのため要援護者台帳を整備するほか、備蓄計画に基づく計画的な備蓄を拡充しております。引き続き有事に備えることはもちろんであります。実際に災害が起きた場面においては、町内会会員が否に関わらず、町民の安全と安心の確保に町一丸となって取り組んでいきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

一方、加入率の向上につきましては、町内会加入が任意であることから難しい側面がございます。課題解決に向け、令和元年12月に議員の皆様と全町内会連合会並びに町職員との懇談会を開催してまいりました。この中でさまざまな御意見をいただき、町職員の加入促進の呼びかけ、転入者への窓口案内の対応、公住入居者へのチラシを作成し加入案内を周知するなど、既に実行している部分もございます。

また、全町内会連合会の要望書につきましては、自治基本条例見直しなどが盛り込まれておりましたが、諮問機関での検討を進めてまいります。日ごろ御尽力いただきありがとうございます町内会組織の皆様におかれましても、魅力ある町内会活動を発信し続けていただき、避難訓練などイベントの内容により町内会会員以外の地域住民にも積極的に声かけをしていただきたいと思います。

引き続き、行政・地域・議会が連携し、課題解決に向け、それぞれの役割を充実させ

ていくことが重要と考えております。今後も行政としてできることに一つ一つ対応してまいりたいと存じますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

質問 子どもたちの安全教育について

答弁 文部科学省の計画に基づき引き続き推進します

6 番 松野 美哉子 議員

【質問：松野 美哉子 議員】

子どもたちの安全教育について教育長にお伺いいたします。

文部科学省の施策目標として、児童生徒が生き生きと活動し安心して学び、生涯にわたり安全で幸福な生活を送るための基礎を培う。さらに進んで安心・安全な社会づくりに参加し貢献できる資質・能力を育てると表わされております。

家庭と地域の連携・協働により、学校安全の教育を促進するために、生まれ育った中標津で学力と共に地域の中で、自助・共助の生きる力を付けてあげることが大切であります。さらに中標津で学び、学生、社会人と巣立っていく子供たちが、どの地にいても災害時にしっかりと身を守る知識や方法を伝えられていたのかと不安を残すところでもあります。地域コミュニティでの助け合いは、大人だけが知っていれば良いのでしょうか。中標津でも若者の力が必要になるときが来ます。

また、親元を離れた子が、その地で、そのコミュニティの力になることもあるでしょう。災害は大人にも子供にも同じように襲いかかります。命を守る生きる力を付けてあげることが教育の大切な仕事と思いますが、中標津町の教育行政において、文部科学省の施策計画がなされたのか。または予定があるかお教えてください。

【答弁：教育長】

松野議員御質問の「子どもたちの安全教育について」御答弁申し上げます。

学校保健安全法に基づく文部科学省の第2次学校安全の推進に関する計画は、学校安全の推進に関する施策の方向性と具体的な方策を示すものとして、平成29年度から5年間の計画として策定されております。

本計画では目指す姿の一つとして、全ての児童生徒等が安全に関する資質・能力を身に付けることを目指すとされ、学校教育活動全体を通して、自らの安全を確保することのできる基礎的な資質・能力を継続的に育成していくことが求められております。

そのため学校現場では、小学校5年生の社会科の中で自然災害と共に生きる学習とし

て、災害に関する歴史や対策について学び、また、小学校5年生6年生の理科では、天気の変化や大地のつくりと変化を学習するなど、自然災害と関連付けながら自然の力の大きさと災害から生命を守る学習を行っております。

また、学校に求められている学校安全計画につきましても、全ての町立学校において策定済みであり、各学校では、子どもたちを災害等のあらゆる事故から守るため、安全指導・安全点検等の取り組みを進めております。

さらに、家庭、地域、関係機関との連携・協働による安全対策の推進につきましては、保護者や地域住民、関係機関との連携協働による体制を構築し、それぞれの責任と役割を分担しつつ、学校安全に取り組むことが必要となります。

そのため、地域コミュニティーの核となる場である学校を活用し、授業に防災の要素取り入れた1日防災学校の実施を推進しているところであり、引き続き地域のコミュニティーにおける多様な関りの中で、防災教育の普及推進を図ってまいります。

学校における安全教育は子どもたちの生涯にわたる安全に関する資質・能力の基盤を培うものであります。このことは、その子どもたちが社会人となったり、この地を離れたりしても、自身の安全を確保するとともに、さまざまな場面で活躍することを通じて、社会全体の安全意識の向上や安全で安心な社会づくりに寄与することも期待できることから、本計画に基づいた取り組みを教育行政にも位置づけ、引き続き推進してまいります。以上答弁といたします。

令和3年3月定例会一般質問

通告5

質問 日本遺産「鮭の聖地」の物語への再加入について

答弁 新たな展開があれば前向きに検討します

8番 江口 智子 議員

【質問：江口 智子 議員】

8番、江口智子でございます。日本遺産「鮭の聖地」の物語への再加入について質問いたします。

昨年6月、中標津町を除く根室管内1市3町で申請した日本遺産「鮭の聖地の物語」根室海峡一万年の道程が、3度目にして最後の挑



戦で、北海道における5番目の日本遺産として文化庁より認定されました。3度目の申請に当たって、中標津町が辞退した経緯は当時の総務文教常任委員会の中で、町内に鮭にまつわる文化財が乏しいことから、加入により認定の焦点がぼやけてしまいかねないことや、中標津町文化財保存活用地域計画の策定のため、学芸員が業務多忙で余裕がないこと、認定後であっても再加入は可能であることなど説明を受けており、結果的に当町が陰の力となって、認定に一役買った格好となりました。

認定後は、本来の目的である観光振興の素材として活用するため、標津町に事務局を置く鮭の聖地メナシネットワークが結成され、域内の31の文化財と鮭を取り巻くストーリーの魅力向上、ポストコロナを見据えたインバウンドや観光需要の取り込みに軸足を移し、国の予算を得てガイド育成ビデオの作成や周遊モデルのプラン作りに取りかかる段階と聞いております。

先日、標津町で開催されたシンポジウムに参加し、構成文化財の資料集を入手しました。内容を確認したところ野付半島や標津町のカリカリウス遺跡に交じり、28番目の文化財として見慣れた格子状防風林の写真が掲載されておりました。

しかし、中標津町の代名詞とも言うべき格子状防風林が所在地は別海町、標津町とされており、中標津が加入していないことによる大きな違和感を覚えました。シンポジウムの講師を務めた夕張市石炭博物館長の吉岡氏は、日本遺産先行事例の炭鉄港が石炭、鉄鋼、港湾と数十年の歴史に凝縮されておりわかりやすいのに対して、鮭の聖地は1万

年の歴史と全国 104 件の日本遺産の中でも、1 番日本遺産らしい反面、縄文、アイヌ、松前藩などの文化間の隙間が多く、観光資源として活用するには鮭だけで引っ張るのではなく、方向を見失わないようにしつつサブテーマで肉付けしていくことの重要性を訴えておられました。

シンポジウムで別海町の学芸員が道外からの鉄道ファンの来訪が多い奥行白一帯を活用する計画を発表すると、吉岡氏は映画「家族」や「遙かなる山の呼び声」の舞台となった武佐もサブテーマでストーリーに加えていけば、再び映画や小説の舞台になるかもしれないとその可能性を指摘しておりました。

昨年 7 月の臨時会において、中標津の再加入について質問いたしましたが、町長からは、必要があれば前向きに検討するとの答弁をいただいております。観光プランを中心となって推進するのは、管内 1 市 4 町が加盟する知床ねむろ観光連盟であり、事務局は中標津町であります。また、宿泊や飲食など観光客の宿場としての役割の大きい中標津町にあって、コロナ禍で大きなダメージを受けている事業者の景気回復のため、また、広域での観光振興の観点からも日本遺産に再加入し、1 市 4 町で力を合わせて経済復興に取り組むべきと考えます。再加入の必要について町長のお考えを伺います。

【答弁：町長】

江口議員御質問の「日本遺産鮭の聖地の物語への再加入について」御答弁申し上げます。

日本遺産につきましては、文化財を活用した観光地域づくりのための制度で標津町の呼びかけにより、平成 29 年度から根室管内 1 市 4 町で共同申請をするための取り組みが始まりました。以降、各市町の文化財担当と観光振興担当、観光関係者により協議が重ねられまして、平成 30 年度はメナシを継ぐ人々の物語根室海峡沿岸地域の農漁村景観とそのルーツ、令和元年にはストーリーの主軸に鮭を据えた、鮭の聖地の物語根室海峡 1 万年の道程として申請しましたが、残念ながら落選となってしまいました。

本町としては 2 年間にわたり共に内容精査を進めましたが、鮭に関する歴史はあるものの、訪れることが可能な文化財が存在しないためソフト事業の展開ができず、さらに前提とされていた各自治体でDMOを設立して、数年後には自走させなければならないということが非常に難しいことから、このような状況の自治体が加入していることが、審査の足かせにもなりかねないということで、共同申請からの脱退を行ったところでございます。その後、申請ストーリーはさらに充実されまして、令和 2 年度には見事に認定されることになったことは御承知のことと思います。

現在、標津町が中心となり、関係市町の文化財担当と観光担当及び民間の観光関係者で構成される協議会、鮭の聖地メナシネットワークが立ち上げられまして、今年度は認定ストーリーを基にしたモデルコースの造成のほか、構成文化財祭にまつわる食の生産品のストーリー調査、シンポジウムが開催されたところでございます。

議員御指摘のとおり、この日本遺産の取り組みは、コロナ禍で低迷する根室地域の観光分野において起爆剤となり得る非常に魅力的な観光コンテンツでありまして、今後の取り組みとしましては、本町といたしましても大いに期待をしているところでございます。

私が以前から申し上げておりますとおり、当地域における観光は広域で進めることが重要でありまして、訴求力や幅広い観光ニーズにお応えすることに繋がるものと考えております。訪れた際の満足度が高ければリピーターに繋がりますし、この地域には食や自然・体験・文化など人を引き付ける魅力がたくさんあります。広域観光を進める上では、個々の観光メニューが魅力あるものでなければならないというのは、これは言うまでもありませんが、複数の地域がそれぞれの特性を生かして連携し、その機能や魅力を補完することによって初めて広域観光の相乗効果が生まれてくるものと考えております。

日本遺産鮭の聖地の物語は、本町を除く根室管内1市3町が文化庁の認定を受けて既に事業を進めておりますが、認定を受けるに当たっては、ストーリーの組み立てなど、長い間の御苦勞があったとお聞きしております。再加入につきましては、各方面の御判断、意見などもあろうかと存じますので、新たな展開があった場合には、前向きに検討させていただきたいと考えております。

これまでも1市4町は、行政や観光協会、観光事業者などが連携して広域観光の推進に取り組んできた実績がございますので、本町としましては、引き続き本町の観光の魅力に磨きをかけていくとともに、空港や都市機能などを活かして、地域の中で役割を果たしてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。以上でございます。

令和3年3月定例会一般質問

通告6

質問 まちづくりを考える町民懇談会における、道の駅開設にかかる町側の回答について

答弁 今のところ道の駅を整備する考えはありません

18番 松村 康弘 議員

【質問：松村 康弘 議員】

18番、松村康弘でございます。このたびは3点の質問を準備いたしました。

1点目でございます。まちづくりを考える町民懇談会における、道の駅開設にかかる町側の回答についてお尋ねいたします。

昨年11月11日に文化会館において開催された、まちづくりを考える懇談会の結果が、過日、議員控室の机上に置かれておりましたが、その中に見過ごせない町側の回答がありましたので、ここに一般質問としてお尋ねいたします。

町民からの質問は、中標津に道の駅がないのはどうしてかというものであり、その回答は、観光の発信という点では必要ですが、町内にはコンビニや買い物をする場所、飲食店が多くあるので機能としては道の駅に代わるものが十分あります。また、黒字経営している道の駅はほとんどないので、現時点で造る考えはありませんというものでした。

昨年の予算委員会で教育委員会から郷土館建設の準備に入ることを説明され、それは単独施設であってはならないのではないかと質問し、その趣旨に同席する議員から賛同する発言もございました。

もう一昨年になりますでしょうか。青年会議所さんの事業として、高校生とのまちづくりに関する懇談会をN高の体育館で開催した時のことですが、中標津農業高校の生徒から、道の駅に関する具体的な提案をいただきまして、その内容を鮮烈に記憶いたしております。それは南町の辺りに道の駅を造って、町の特産品を展示し情報を発信すべきだというものでした。このたびの回答は、観光の発信という点では必要だが、赤字になる可能性があるからやらないというものでございました。

ふるさと納税1,2を争う根室市も白糠町にも道の駅はあります。それらの施設運営が



よしんば赤字だとしても、ふるさと納税によるリターンはそれを埋めて余りあるものがあります。12月に「こまやかなそして戦略的な情報発信について」取り上げ一般質問を行いました。道の駅の多面的機能は様々にあります。これも高校生との懇談会でN高生から提起されたことですが、地元の資本がたくさん入った大型店舗が欲しいというのもありました。第3セクターとして、行政が参加する道の駅にはこれを実現する可能性があります。

話を農業高校の生徒が提起した南町に道の駅をとという提案に戻しますが、この提案は眺望に優れ、知床の山並みを眺めることのできるあの辺りは広大な土地を運用でき、道内では数少ない体験型観光を売り物にできる道の駅が実現できる可能性がございます。それをまちづくりを職業としているわけではない農高生に提起され、頭の下がる思いでございましたが、ではなぜ彼らがそのような発想するようになったのか。行政の担当者が観光の発信という点では必要ですが、赤字になったら云々という意識のギャップはどこから生まれてくるのか。このたびの私の質問の勘所でございますので、よくお聞きいただきたいと思います。

農業高校生は、新製品を開発しているということです。地元の優れた素材を組み合わせ、今までなかった製品を生み出した時、生徒たちはその価値を世に問いたいと切実に願うのです。不肖私も国内外に特許を有する者として、自らの技術的発明を世に問いたいと切実に思うその気持ちがよくわかります。それは実際にそれをなした時点において開けていて、新しい地平を見たものだけが熱望するものなんだと思います。行政の担当者の皆さんだって、未だかつてなかった政策を考え付き、それが成果を上げたとしたら、それを世に問いたいと思うはず。その能力を求めているのです。それが及ばないなら、そのような新製品を開発していく人々の気持ちに寄り添う共感力です。

私の求める戦略的思考とは、例え幾ばくかの赤字が計上されても、道内に前例のない体験型道の駅を構想することであり、そこを訪れる人々に、この地域の開拓の歴史と先人の血のにじむ労苦の結果、今日のさまざまな製品が生み出され、今あなた方の前に並んでいるのだという強烈なメッセージを発信することのできる、広い敷地内に郷土館や体験型圃場を有し、観光協会のスタッフがアンテナショップとして新製品を構想し、地元の企業がブースを担うような、知床ゲートウェイの町にしかできない道の駅です。結果として、ふるさと納税にも大きく貢献する施設です。

あと一言申し述べておきますが、足掛け28年の議員活動等を通じて、道の駅は断念したということは1度も聞いた記憶がございません。それ故、昨年の予算委員会における郷土館が複合施設として研究されなければならないという発言につながり、それを支

持した古参議員がいた事実もあり、この懇談会における町民対応については、いかがなものかと猛省を促したいと考えるものです。町長の御所見をお伺いいたします。

【答弁：町長】

松村議員御質問の「まちづくりを考える町民懇談会における道の駅開設にかかる町側の回答について」御答弁申し上げます。

道の駅は今から 30 年前の平成 3 年に実験的にスタートしまして、平成 5 年に制度登録が正式に開始されました。当時マイカーやレンタカーを使った遠距離ドライブがブームとなりまして、幹線道路沿いのコンビニも少なかったことから、24 時間使えるトイレと地域の物産館などが併設された道の駅の人気が高まり、旅の休息地点としてだけではなく、旅の目的地として道の駅を巡る新たな観光も生まれました。

その後、道の駅の機能や役割は、地域のニーズに合わせて多様化し、多くの自治体が個性豊かな道の駅を整備し、現在は全国で 1,180 駅が運営されております。施設整備に当たりましては、駐車場やトイレ、情報発信施設などについては国の特定交通安全施設等整備事業などの補助事業を活用することができますが、地域の物産館などの地域連携機能については、基本的に市町村が自前で整備する必要があります。

2 年前に行われました道内 122 の道の駅に関する調査によりますと、道の駅の設置者は市町村が 99% で、運営者は民間企業が 57%、第三セクターが 30%、市町村が 11% になっております。

なお、管理運営の実態調査を行った 13 駅の状況を見ますと、年間の利用者が 3 駅で 40 万人を超えているものの、その他は年々利用者が減少しており、冬場は売り上げが大幅に減少している結果となっております。

管理運営の収支は、ほとんどが市町村から管理費の補填を受けなければ経営が困難な状況であり、黒字で運営できているのは 13 駅中 1 駅のみでありました。昨今の研究によりますと、かつて道の駅は地域振興策の目玉として、市町村等が設置を推進してきましたが、24 時間営業のコンビニエンスストアの増加や、カーナビやスマートフォンなどにより位置情報が瞬時に入手が可能になったことなどによりまして、旅行の目的や形態が多様化し、道の駅の利用が減少しているとも言われております。

議員御承知のとおり、現在教育委員会におきまして、旧北海道農事試験場一帯に係る歴史的建造物の保存活用に向けて協議を進めております。その中においては、郷土館や博物館の活用とともに、観光情報発信施設としての機能を取り入れるなど、観光の視点を交えて協議を進めて欲しいと考えておりますが、道の駅に関しましては、昨年 11 月

のまちづくりを考える懇談会で回答させていただきましたとおり、本町には幹線沿いにコンビニや商業施設、飲食店などがありまして、機能としては道の駅に代わるものが十分にあると考えておりますので、今のところ、道の駅を整備する考えはございませんので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

【質問：松村 康弘 議員】

1点目の再質問でございます。ではマスクをしたまま発言をさせていただきます。

ただいま町長から、今のところ道の駅の整備する考えはございませんという答弁をいただきました。第三セクターがっていうか、市町村が設置するという部分と赤字の問題を考えると、おっしゃることの意味はよくわかります。近隣でも宿泊施設の第三セクターが赤字問題を起こしていて、毎度それで地域住民と議会と町長との間のやりとりを新聞紙上で見るところでございます。

しかしながら一方で、町長は観光情報発信施設としての機能を取り入れるなど、観光の視点を交えて協議を進めて欲しいとおっしゃいました。先ほどのコンビニエンスストアやスーパーマーケットで相当部分、中標津の産品も扱われております。

しかしながら、それはみんな棚から選んでくるんです。そのユーザー、お客さんは、農業高校の生徒たちは、自分たちが作ったものを対面で販売しています。その中でお客様たちからのリアクションと言いましょるか、そのアンテナショップとしての機能を果たそうと思うと、その対面における対話がとても必要なんだろうと思います。

これを担うようなマンパワーとして、中標津には観光協会等のスタッフがおりますけれども、彼らにしっかりと働いてもらう環境を作るためにも、この観光情報発信施設を持った、そして第三セクターというのは基本的に金融機関から融資を受ける時に、金融機関の方も最終的には地方自治体が税金で補填するんだからという部分もあって、経営計画が甘い審査になるんだろうと思います。ですので、いかにその自立するための、例えば土地は提供するかもしれないけど経営には参画しないとか、いろんな形の第三セクターという考え方を切り捨ててでも、観光情報発信施設としてあるべき姿で自立して経営できる姿、自立して経営できるということは、スタッフの人件費を養うだけの収入を、その施設運用で賄っていくことができる施設ということになるんだろうと思います。

そのために、例えば私は体験型圃場と申しましたけれども、農業高校の生徒が南町と言ったのは、南町に広い道路に面した畑があるからであります。その恵庭市に我々議員が視察に行きまして、「くるる」という体験型の農場に近い道の駅ともちょっと違うのかもしれませんが施設を見たことがございます。それをはるかに上回る体験、例えば

我々は中学校の頃に芋拾いをさせられました。長い距離を芋を拾って籠に入れていくわけですけれども、じゃがいも伯爵祭りの掘ってわずか何メートルの芋を拾うのとはわけが違うわけですけれど。そういう苦勞をして今日ある。そのことを語り伝えることができるような体験型の圃場とか、もしくは町長も役場職員時代に、ヨーロッパに行かれたと思いますけれども、クラインガルテンの概念はその時にわかれたと思います。圃場の中に、家庭用菜園を備えた宿泊施設が何十棟もある。それは普通の道の駅では想定できないんですけれども、そういうことができる広さの圃場があって、なおかつテレワークの基盤としても使えるかもしれない。体験型ということ 키워ドにしてなおかつ、スタッフが自立できるだけの収入を手に入れられる。そういう視点の観光情報発信施設というものは構想されてしかるべきだと思います。

それを民間だけで融資の受けられる経営計画を作ることはとても難しく、経営の最終責任を負わないと明言してでも、行政がスタート地点におけるブースターの役割を果たす必要はあると考えますけれども、町長この辺はいかがお考えでしょうか。

【答弁：町長】

再質問に御答弁申し上げます。

たくさん御質問いただいたんですけども、まず情報発信という考え方なんですけども、現在皆さんも既にスマホお持ちですし、パソコンもお持ちなっているということでございます。バイパス通りを通る車の量というのは、1日に1万台を超える量がありまして、この近辺では非常に多い車の量が通ります。その車をいかに情報収集させるかというのが非常に大きな観光の目的ではないかと思えます。ある一定の場所に行って情報収集するのではなくて、彼等が車の中で、ちょっと立ち寄ったコンビニで情報収集してもらおうというのは今、考え方として非常に大切でありまして、そういった大量の情報をどのように発信するかというのは、場所ではなくてもう既に内容というふうに私は考えておりますので、それを特定の場所から発信するための場所をあえて造るという必要性は、私はないのではないかと考えております。

あとそれから農業高校でございますけども、調べましたところですね、現在農業高校の皆さんは、年間に大きなイベントで約8回ほど、町内外でイベントをやって、そこで物販をされているということでございまして140万ほどの収入があります。ただし、あくまでも農業高校の実習でございますので、実際にかかる、ここにかかる材料費というのはさらにこれを上回るということでございますので、あくまでも試験的に自分達の販売をして実力を試してもらっているという部分でございます。それに関しましては、回

数的にも量的にも、非常に十分ではないかというふうに考えているところでございます。さらに新たな展開というふうになりますと、少しまた別な考え方をしなきゃいけないではないかという感じもしているところでございます。

それと南町の部分でございますけども、あそこは当然町の持ち物でございますので、他人の持ち物の場所でございますので、少しお話をそこにどうだというふうに言われてもですね、ちょっと考え方は今のところお答えすることはちょっとできないかなという感じもしております。

それと体験型につきましては、それぞれ先ほどの江口さんの質問の時にも答えましたとおり、広域でやるべき観光というのは非常に大きな部分でありますし、それぞれの町の持っている良さ、コンテンツをですね、それぞれ利用しながら、この地域にどのくらい滞在時間を長くすることができるのか、それによって食べたり飲んだり泊まったりするというのは増えるというふうなことを考えるべきでありまして、うちの町がそれをリードするかどうかというのも、リードする場面ももちろん必要でございますけども、全てに対してその必要はないわけでありまして、それを管内の中で上手く分散しながら広域観光を進めるべきもので、したがってそのコンテンツと言いますか、その材料ですね、その集まりというのが非常に大切ではないかと考えておりますので、それを道の駅が絶対あるべきだというふうなものには、私は繋がっていかないもではないかと考えているところであります。

それから経営に関してでございますけども、なかなかその黒字になりにくいという状況があるのはご存知だけたかなというふうに思いますけども、やはり町の施設全てでございますけども、当然黒字にするというのはなかなかできないですし、わかりにくくなっている部分でありますけども、いかにその今これからですね、人口減少ある中でどうやって人をたくさん集めて、それが結果的に経済に上手く繋がっていくのかというのを考えるべきところであります。その件に関しましては、道の駅も一つの材料になる可能性もありますけども、果たして現段階で、先ほど答弁の中で申し上げましたとおり、いろんな代わる施設がたくさんあると、情報発信もそして場所ではなくて量や質の問題であるというふうにお答えしましたとおりですね、現時点での道の駅まで到達する道のりというのは、まだまだ遠いというふうに私は考えておりますので、将来的にいろんな要件があります。その要件を満たす可能性もちろんありますので、そういった分に関しては考えられないこともありませんけども、今の段階ではまだ道の駅というのはかなり遠い位置にあるなというふうに考えているところであります。以上です。

【質問：松村 康弘 議員】

18番松村でございます。今の町長の御答弁、それなりに納得するところがあってお聞かせいただきました。

もう1回それでもお聞きしたいのですが、いわゆる郷土館や博物館としての活用とともに、観光情報発信施設としての機能を取り入れる。つまり、デジタルによるスマホに情報発信するステーションとしての機能というのは、それなりに良くわかります。

しかし同時に、今の郷土館や博物館との距離関係とか、具体的なその何て言うか、人の配置とどのような形の収支バランスを取るかみたいな部分における、観光情報発信施設としての町長のイメージというのを、現時点でお聞かせいただけませんかでしょうか。

【答弁：町長】

郷土館そのものにつきましてははですね、まだ部局の方で検討中でございますので、直接的な内容にはちょっと触れませんが、その情報発信という面から見れば、やっぱり施設を造る時にはですね、当然たくさんの方が来て欲しいですし、そういった部分では何か魅力的なものがなくていけないのは、そのとおりだと思います。その一つが、その情報発信というのは何の情報発信するかというのは、いろいろあるかと思えますけども、そういった部分ではその魅力的な情報を発信するというのは当然、一つのいろんな物を造る時の中では、とても大切なことだと思いますので、そういった部分ではそのことは忘れずにやって、その一つがそういったもの発信することによって、そこに人がたくさん来るという、そういうのを是非追求してもらいたいというふうに思っております。

質問 太陽光発電施設と景観条例の運用について

答弁 景観審議会にお諮りしながら適宜協議をしてまいります

18番 松村 康弘 議員

【質問：松村 康弘 議員】

18番、松村でございます。2点目の質問でございます。太陽光発電施設と景観条例の運用についてお尋ねいたします。

SDGsの認知が進み、国もいよいよ脱炭素社会に舵を切り始めました。そんな中、再生型エネルギーとしての太陽光発電は、来るべき水素社会を実現するために、さらに積極的に推進、応用研究を進めなければなりません。

その一方で、太陽光を吸収する面が一定規模、道路から丸見えの景観とは中標津の自然と極めてマッチしづらく、そのために景観条例の施行規則に要綱が定められています。それが実際に運用されているのかお尋ねいたします。

1 点目でございます。規則施行以後に設置された建物の用に供しない売電専用の大規模な施設について、これらの届け出の実態はどうなっているのでしょうか。

2 点目です。道路側と装置の間に緩衝のための植林がされることを規則で求めているはずですが、実施されていないところもあるように見受けられます。いかがなものでしょうか。

3 点目、規則に定める高さ 5m、2 階建ての床高に相当し、メンテナンス上の制約もあって実際には 3.6m ぐらいで設置され、それでも十分景観上に影響を及ぼしています。これを見直し、また植栽等の目隠しが実施できない根拠が面積にあるならば、面積 2,000 m²も見直すべきではないでしょうか。

4 点目でございます。今後も太陽光発電設備は増設が求められる設備であり、それを地域住民に肯定的に理解していただくためにも、規則のあらましを積極的に広報すべきではないかと考えますがいかがでしょうか。

よろしく御答弁お願いいたします。

【答弁：町長】

松村議員御質問の「太陽光発電施設と景観条例の運用について」御答弁申し上げます。

2011 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、日本のエネルギー政策のターニングポイントとなり、ご存知のとおりこれまでの原子力エネルギー政策から再生可能エネルギー政策へと大きく転換をいたしました。

中標津町を含む根釧台地は冷涼な気候、平坦で広大な土地、そして年間日照時間が長いなど太陽光発電には条件が良く、日本でも有数の良好な太陽光発電施設設置候補地として注目され、全国の発電事業者により太陽光パネルが設置されてきました。

全国では太陽光パネルの設置に伴い環境破壊や景観破壊が取り沙汰され、本町においても再生可能エネルギー政策との共存を図るべく、中標津町景観形成基準を設け事業者に対し指導助言を行ってまいりました。

まず 1 点目の御質問でございますが、届け出の実態でございますが、中標津町景観計画におきましては、築造面積が 2,000 m²を超える施設が届け出の対象となりますが、基準施行の平成 25 年以降、これまで 16 件の届け出がございます。その内、敷地面積が 10,000 m²を超える施設が 11 件ございました。

2点目の御質問ですが、該当施設の緑化修景の状況でございますが、敷地面積が10,000㎡以下の施設におきましては、周辺景観への調和、緑化修景は努力義務となっております。また、努力義務ではありますが、景観への配慮に一定の御理解をいただき植樹を実行されている事業者もおります。敷地面積が10,000㎡を超える施設につきましては、道路から2m以上のセットバック、地域の在来種であるアカエゾマツを植樹する緑化修景を義務付けており、工事完了後確認も行っておりますが、施設設置から年数が経過し、生育状況によっては一部定着しなかった樹木も存在するものと思われま。さらには、発電パネル面の方向によっては、植樹することが発電効率を妨げる場合は緑化修景義務を一部免除している施設もございます。

続いて3点目の御提案、景観形成基準の見直しについてでございますが、現行基準の決定経過を顧みますと、町民で組織された景観計画策定委員会の委員、さらには景観審議会の委員の皆様と一緒に議論をして基準を設けております。基準はあくまでも策定当時、平成27年から28年の状況を踏まえての基準でございますので、再生可能エネルギー関係法令やSDGsなど時代の要請に応じて、景観審議会にお諮りしながら、適宜協議をしてまいります。

次4点目の御提案でございますが、景観形成基準の積極的な広報活動の実施についてでございますが、先人たちの開拓の歴史であり、私たちの日々の営みを映し出す景観は、取り扱い方一つで失われてしまう可能性を持つ貴重な財産であります。私たち町民は町に誇りと愛着を持ち、自然を守り、潤いのある生活空間をつくり、豊かな緑と健やかな心を育て、中標津町の風土に調和した良好な景観を形成し後世に引き継いでいかなければなりません。このことは中標津町景観計画の基本理念にしっかりうたわれており、ここ中標津に住むすべての人たち、そして関係を持つすべての人たちの気持ちが景観形成に表れていかなければならないと考えており、そのためには議員御提案のとおり、景観形成に対する意識の醸成を図るための啓発活動は重要となります。引き続き歴史文化産業との融和、自然との共生による景観まちづくりを目指し、啓発活動を推進してまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

質問 SDGs 実現に向けた町の取り組みについて

答弁 第7期総合計画でSDGsの理念と目指すべき方向性を一致して推進する計画として検討しています

18番 松村 康弘 議員

【質問：松村 康弘 議員】

18番、松村康弘でございます。

3点目、SDGs 実現に向けた町の取り組みについてお尋ねいたします。

先日NHKで地球温暖化と食料危機に関する特集番組を観ました。2030年に運命の岐路が現れるという衝撃的な内容でありました。地球の丸く見える町として、この問題に積極的に取り組むことは、国も補助金を用意して勇気ある地方自治体が行動を始めることを促している状況でもあり、我が町にしかできないテーマを探して研究すべき時ではないでしょうか。

まず、地球温暖化に対応する施策ですが、開陽台展望台から見渡す地平線までの景観の中には巨大耕地防風林があり、その森林の一部は町有林であり、Jクレジットの対象地域です。2階展望台にその説明と参加申し込みを無人でも可能とするブースを設置することは至って簡単であろうと思います。さて、その2階展望回廊ですが、ここの双眼鏡は当初より有料であり、年間を通して道内有数の冷涼地域にある展望台として、ある一定期間を有料として貸し出すことはできないものでしょうか。地球温暖化を考えると、言っても、全くその予兆を感じることでできない地域の行政や議会、企業に開陽台にお越しいただき、地平線を眺め、惑星地球と自分たちを併置してイメージできる会議室としてブースを仕切り提供していくことは、他の町ではかなわないオリジナリティーがあります。地平線を眺め地球の未来を考えるツアーの主会場を提供することになります。突飛なアイデアだと思われるかもしれませんが、そのぐらいの独創性のある企画をぜひ構想していただきたいものだと強く望みます。

次に、迫り来る食糧危機問題ですが、日本の食糧自給率は40%にも届きません。お金を出したら穀物が買える時代は、あと10年も続かないとNHKの番組は指摘していました。今私たちは、コロナワクチンの輸入に関して、この未来に起こることを事前に体験しているのだと思って現状を見直し、ワクチンを食糧に置き変えると大都市で近未来に起きるクライシスの実相が見えてまいります。我が地域に輸入される乳牛の濃厚飼料は途絶え、デントコーン畑に人間の食べることでできる雑穀を植えなければならない事態が見えてまいります。現在、馬鈴薯、そば、小麦が栽培されておりますが、オホーツ

ク高気圧の寒冷な気温化にあっても、安定的な収量の期待できる炭水化物、澱粉質、穀物とはどのようなものでしょうか。我が町においては馬鈴薯原種農場が長らく運営され、今日では中標津農協に委託運営されておりますが、是非近未来に起こり得ることについて、共通の認識を共有しておく必要があると考えますが、いかがなものでございましょうか。答弁よろしく願いいたします。

【答弁：町長】

松村議員御質問の「SDGs 実現に向けた町の取り組みについて」御答弁申し上げます。

はじめに開陽台展望館に関する御質問ですが、議員御指摘のとおり、北海道遺産の根釧台地の格子状防風林は、森林が持つ多面的機能により人の暮らしや生態系を守り、地球温暖化など環境面において非常に大きな役割を果たしております。開陽台を訪れる方々にJクレジット制度などを紹介することは、環境に対する意識を深めていただく重要な取り組みと考えられますので、今後、何らかの形で実現したいと考えております。

また、2階の展望回廊の会議室利用につきましては、一般の利用客も多くおりますので、要望等を踏まえて検討させていただきたいと思っております。

次に、この地域における安定的な収量が期待できる穀物についての御質問でございますが、本町の農業の歴史を振り返ってみますと、開拓当時の畑作物は稲きび、えん麦、馬鈴薯、大麦、小麦、大豆、エンドウなどで米の試験栽培も行われておりましたが、昭和6年から7年にかけての冷害大凶作によりまして、それまでの畑作中心から種畜農業への転換が始まりまして、その後昭和32年の大冷害によりまして、酪農への転換が決定的となったと聞いております。このように大きな2回の冷害により酪農へ転換していった中、寒冷な気温化においても冷害に強く、安定的に収量が確保できる作物として作付されているのは馬鈴薯であります。

議員御質問のとおり、本町には馬鈴薯の原種を供給する原種農場がありまして、良質な原種を安定的に供給することは馬鈴薯生産農家の所得向上を図るとともに、この地域における食糧基地として重要な役割を果たしていると考えております。

SDGs につきましては、持続可能な世界を実現するための17のゴール、169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っております。このSDGsの本町の取り組みにつきましては、松村議員より「環境基本条例のブラッシュアップとSDGsの積極的取り組みについて」として、平成30年9月定例会で一般質問をいただきました際にも御答弁申し上げておりましたとおり、環境や地球温暖化、食

糧危機のみならず、多岐にわたる取り組みでありますことから、現在策定作業を進めております第7期の総合計画において、SDGsの理念と目指すべき方向性を一致して推進する計画として検討を進めておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年3月定例会一般質問

通告7

質問 ANAグループの出向社員の受入について

答弁 正式に出向受け入れに関する手続きをしたところです

3番 阿部 隆弘 議員

【質問：阿部 隆弘 議員】

3番、阿部隆弘でございます。ANAグループの出向社員の受け入れについて町長にお伺いいたします。

ANAホールディングスは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、旅客需要の大幅な減少で、2021年3月期の連結決算が過



去最大の赤字となる見通しを発表いたしました。10月に公表されました構造改革では、新型コロナウイルス収束後を見据え、雇用を最大限維持するため、外部企業、自治体などへの出向を進めることを決め、21年春にはグループ外へ400人以上を出向させるとしております。

そこで佐賀県では、地元航路路線の維持をしてきた全日空と連携し、苦しい時は支え合いたいという思いで出向を受け入れたと報道されております。

また、鳥取県では県内企業への出向を橋渡しする取り組みを、石川県、三重県、沖縄県浦添市も受け入れを表明しております。中標津町も羽田便を含め減便が続いている状況から、運行するANAグループの出向社員の受け入れを表明するべきと考えます。

出向受け入れによりANAホールディングスの危機的状況を少しでも打開する手助けになり、本町にとっても行政業務の活性化や人材育成など、職員のスキルアップにもつながり、教育分野での活躍も期待できると思います。

また、航空会社で培ったビジネス経験を行政に活かしてもらう一方で、町内企業との出向のマッチングの支援にも取り組み、ANAグループとの強い絆を結ぶことで路線の維持確保はもちろん、将来の人事交流等へとつなげていくことが必要ではないでしょうか。

既に民間では、家電量販店のノジマ、KDDI、東横インなどが社員の出向を受け入れております。新年度に向けてANAグループの出向社員の受け入れに取り組むべきと

考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

【答弁：町長】

阿部議員御質問の「ANAグループの出向社員の受け入れについて」御答弁申し上げます。

議員御指摘のとおり、ANAホールディングスは、新型コロナウイルス感染者の影響により、国際線の入国制限や大幅な需要の減少を受けて、2021年3月期の決算が過去最悪となる見通しでありまして、早い段階から社員に対し希望退職を募るとともに、給料のカットや一時金支給を見送り、収入の減少に配慮して社員に副業を認めるなど、人件費の抑制に取り組んでまいりました。

また、昨年10月には、コロナ禍に対応する事業構造改革案を発表し、エアライン事業の規模・拠点・ネットワークの見直しや大型機を中心に、保有機材の整理など大幅な固定費の削減とともに、リストラをせずに人件費の圧縮を進め、需要回復時には人員が確保できるように、2021年春に向けて400人以上の社員をグループ外の企業へ出向させる計画を発表されました。

このことについては報道でも大きく取り上げられ、いち早く家電量販店のノジマやKDDIなどの民間企業、三重県、佐賀県などが受け入れを表明しました。

当町としましてもANAに対する支援を含め、その頃からひがし北海道支店を通じて出向に関する条件などについて情報収集を行い検討を重ね、本年1月には正式にANAグループ社員の出向受け入れに関する手続をさせていただいたところでございます。

任用形態としては、地域おこし協力隊制度に基づく任用を基本とし、出向期間は1年から最大で3年を予定しております。業務内容については、航空業界で活躍されてきた専門的な知識や経験を活かして、町の空港対策担当として中標津空港利用促進期成会の運営に携わり、ANAや根室管内の自治体、観光協会などと連携して、空港利用促進に向けた施策の推進を担っていただきたいと考えているところであります。

今のところANAから出向に関して正式な連絡はございませんが、聞くところによりますと、ANAグループに対して全国各地から予想を上回る出向のオファーが来ているとのことで、今年4月に出向を予定していた社員については、ほぼ出向先が決定しているのではないかとの情報もあるところです。

当町といたしましては、年度途中での受け入れも想定しながらANAへ依頼しておりますので、状況に動きがありましたら議員の皆様方にもお知らせしたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年3月定例会一般質問

通告8

質問 不妊治療費助成事業に係る中標津町単独助成事業について 答弁 現行のまま事業を継続したいと考えています

1番 平山 光生 議員

【質問：平山 光生 議員】

1番、平山光生です。不妊治療の助成事業に係る中標津町単独助成事業について質問させていただきます。

昨年の10月より不妊治療についての実態調査が始まり、来年度からの保険適用実施が閣議決定されました。



中標津町においても平成25年より北海道の助成額を超えた場合の助成を支援しており、例年10件前後、昨年においては13件の助成金申請がありました。

しかし、年齢制限により助成金の申請ができなくなり、継続ができない方や交通費の負担が大きく悩んでいるという町民の声もあります。1月から保険適用までの間、国の助成金の拡充がされ、北海道の助成事業についても見直されます。

中標津町においても町のみ助成事業も視野に再検討が必要と考えますが、いかがでしょうか。

【答弁：町長】

平山議員御質問の「不妊治療費助成事業に係る中標津町単独助成事業について」御答弁申し上げます。

不妊治療費助成事業でございますが、国の令和2年度第3次補正予算により、令和3年1月から令和3年度末までの補助事業の充実が図られ、令和4年度以降は保険適用に移行するとなっております。

主な拡充内容は、これまでありました所得制限の撤廃、初回30万円、2回目以降15万円だった助成額が2回目以降も30万円となり、助成回数は1子ごとに6回まで拡充し、事実婚も対象となっております。

支援拡充により考えられる影響は、これまで申請できなかった方が申請可能となるため高所得の方や事実婚の方も対象となり、件数が増える可能性はございますが、一方で、毎回30万円の助成となったことで治療費が30万円以内の方は、本町へ申請しなくても良くなるため、申請件数が減る可能性もございます。

これらを踏まえ、令和3年度の方向性としましては、現行通り本町の助成は3回までとなりますが、体外受精、顕微授精は1回20万円から70万円程度と幅があることや、初回治療で高額となる方がいることから、初回10万円、2回目、3回目は5万円の助成という現行のまま事業を継続したいと考えております。

また、治療の年齢制限につきましては、国の基準が43歳未満までとなっておりますが、これは加齢とともに妊産婦死亡率や流産率など、妊娠に伴う女性や子どもへの健康に関するリスクが上昇する傾向があるため、本町も国の基準に従って助成を行ってきたところでございます。

保険適用の移行後の令和4年度以降の方向性につきましては、どのような治療が対象となるのか、年齢制限がどのような扱いとなるのかなど国・道の方針を考慮し、本町の助成を検討していく予定でございます。保険適用により医療費の軽減にはなりますが、遠方へ複数回受診する状況は変わらないため、子どもを望む夫婦が妊娠・出産につながるよう本町としても継続した支援を図っていくことが少子化対策として必要と考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

質問 人口減少における定住に向けた取組について

答弁 子育て支援の充実を図ることは非常に重要です

1番 平山 光生 議員

【質問：平山 光生 議員】

1番、平山光生です。人口減少における定住に向けた取り組みについて質問させていただきます。

中標津町においても人口減少が進む中、全ての町民の皆様が住みやすさNo.1のまちと感じていただけるように取り組む施策の一つとして、子育て支援の充実がありますが、トワイライトやショートステイなどの子育て短期支援事業は整備されていません。

子育て世代の共働き家庭や一人親家庭にとって、夜勤や出張は常に乗り越えなければいけない課題であり、子育て短期支援事業の有無は安心して就労し定住を決める重要事項ですので、早急に取り組まなければいけない事項だと考えますが、いかがでしょうか。

【答弁：町長】

続きまして、御質問の「人口減少における定住に向けた取り組みについて」御答弁申し上げます。

全国的に少子化に歯止めがかからない現状の中、中標津町においても現実に出産率の低下により、子どもの数は減少傾向にあります。将来の社会経済に及ぼす活力低下が懸念されているところでございます。

御質問の子育て短期支援事業は、保護者の疾病、仕事等の事由や育児不安や育児疲れなど、身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、家庭における養育を受けることが一時的に困難となった児童を、児童養護施設などにおいて一定期間必要な保護を行う短期入所生活援助事業、ショートステイでございますが、また、同様な理由により平日の夜間または休日など一時的に保護を行う夜間養護等事業、トワイライトステイというものです。この2種類がありまして、実施場所は適切に児童を保護することができる児童養護施設などとなっております。

道内において児童養護施設は23カ所、母子生活支援施設は10カ所と施設数は少なく、この事業を実施する市町村は、地域に実施施設が備わっているところに限られておりまして、本町では整備がされておられません。

保護者の疾病、育児不安からの精神上的の事由なども含め、一時的に児童を養育できない状況になるような相談事案に関しましては、釧路児童相談所と連携を図り、保護者の同意により保護所での一時保護、または里親への一時保護委託とした制度により対応しているところでありますが、令和3年4月1日からの児童福祉法の改正により、子育て短期支援事業において、市町村が児童を里親等に直接委託して実施することが可能となるところでありまして、児童相談所において登録される町内の里親に直接委託できる体制の構築に向けては、町民の皆さんが里親制度に関心を持っていただき、里親への登録が促進されるような取り組みも必要となっております。

働き方が多様化する中で、短期入所や、夜間・休日といった多様な保育に対するニーズは、今後において高まっていくものと思われ、こうしたニーズに応え、子育て支援の充実を図ることは非常に重要であると認識をしております。子育て世代の定住促進を図る上では共働き世帯やひとり親家庭にとって、働く場が確保されていることに加えて働きながらも子育てしやすい環境が整備され充実し、本町に魅力を感じていただけることが何よりも大切であろうと考えており、前向きに取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。